

訪問型サービス（独自）サービスコード表（令和4年10月1日以降）

和歌山県 海南市

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A 2 1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	1,176	1月につき
A 2 2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	39	1日につき
A 2 1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度）	2,349	1月につき
A 2 2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度）	77	1日につき
A 2 1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	3,727	1月につき
A 2 2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	123	1日につき
A 2 6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合		所定単位数の10%減算	
A 2 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	
A 2 8001	訪問型サービス特別地域加算日割			1日につき	
A 2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	
A 2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			1日につき	
A 2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	
A 2 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			1日につき	
A 2 4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	
A 2 4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位加算	
A 2 4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位加算	
A 2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の137/1000加算	
A 2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の100/1000加算	
A 2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の55/1000加算	
A 2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の63/1000加算	
A 2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の42/1000加算	
A 2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算	

【重要】令和4年4月14日付け「厚生労働省告示第百六十一号」の別表に準ずる。

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、**介護職員等ベースアップ等支援加算**は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

④「厚生労働省告示第七十二号」の別表と本市の違いについて…イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲのうち、ニ～トは本市においては実施していません。